

令和4年度国民健康保険税の制度改正予定について

1 課税限度額の見直し

課税限度額は、高齢化の進展等による医療給付費等の増加が見込まれることや、医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分それぞれの限度額超過世帯割合の状況（超過世帯割合の前年度比較・バランス等）を考慮し、医療分を2万円、後期高齢者支援金等分を1万円引き上げることとして見直しを行っています。

改正案は次のとおりです。

現行 99万円

（医療分63万円、後期高齢者支援金等分19万円、介護分17万円）

↓

改正案 102万円

（医療分65万円、後期高齢者支援金等分20万円、介護分17万円）

課税限度額引き上げ影響所得金額

世帯人数	所得金額（万円）	参考給与収入額（万円）	限度額所得金額（万円）	参考給与収入額（万円）
1人	1,077 ～	1,315 ～	1,113 ～	1,351 ～
2人	1,027 ～	1,265 ～	1,062 ～	1,300 ～
3人	976 ～	1,214 ～	1,012 ～	1,250 ～
4人	926 ～	1,164 ～	962 ～	1,200 ～

※世帯主のみに所得があると仮定しています

※40歳から64歳の人数により所得金額は多少の変動があります

※所得金額は増額になる所得範囲、限度額所得金額は限度額に達する所得範囲です

※所得金額は、令和4年度変更案の保険税率の金額です

2 改正した場合の影響

令和3年度の実績からおよそ299世帯が影響し、保険税算定額は774万円ほど増加します。